

## 放課後等デイサービスガイドラインの構成（案）

	大項目	小項目	
1 総則	(1)		ガイドラインの趣旨
			<p>本ガイドラインは、放課後等デイサービスを実施するに当たって必要な基本的事項を示すものであり、各事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえ、各事業所の実情に応じて創意工夫を図り、事業所の機能及び支援の質の向上に努めなければならない。</p> <p>本ガイドラインは、放課後等デイサービス事業所における自己評価の際に活用されることを想定しており、各事業所は自己評価の結果を踏まえて、事業運営の改善を図るとともに、結果についても公表するよう努めなければならない。</p>
	(2)		放課後等デイサービスの基本的役割
			<p>放課後等デイサービスは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項の規定に基づき、学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与するものとして規定されている。</p> <p>放課後等デイサービスは、支援を必要とする子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通して、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。</p> <p>放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障するという視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブ等の一般施策を補完する「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、適切な事業運営を行うことが求められる。</p>
	(3)		放課後等デイサービスの提供にあたっての基本的姿勢と基本活動
		①	<p><b>基本的姿勢</b></p> <p>放課後等デイサービスの対象は、心身の変化の大きい学齢期から特別支援学校高等部等にかけての子どもであるため、その時期の子どもの発達過程や特性を理解した上で、一人一人の状況に応じた放課後等デイサービス計画に沿って発達支援を行う。</p> <p>また、愛情豊かで思慮深い大人による発達支援を通して、他者との信頼関係の形成を経験させることが必要であり、この経験を起点として、友達と共に過ごすことの心地よさや楽しさを味わえるようにし、人と関わることへの関心を育て、コミュニケーションをとることの楽しさを感じられるようにする。</p>
	②	<p><b>基本活動</b></p> <p>基本的姿勢を踏まえた上で、下記の基本活動を複数組み合わせることで支援を行うことが求められる。</p> <p><b>ア 自立支援と日常生活の充実のための指導・訓練</b></p> <p>子どもの発達に応じて必要となる基本的生活習慣や生活態度を養うための訓練を行う。訓練に際しては、子どもが意欲的にプログラムに関われるように工夫し、成功体験の積み増しにより、自己肯定感を育めるようにする。将来の自立や地域生活を見据えた訓練等を行う場合には、子どもが通う学校で行われている教育活動をふまえ、方針や役割分担等を共有できるように学校との連携を図りながら支援を行う。</p> <p><b>イ 創作活動</b></p> <p>創作活動では、のびのびと自由な表現をさせ、表現する喜びを通じて、生活を彩る感性を育む。創作活動の実施に際しては、できるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにし、豊かな感性を培う。</p> <p><b>ウ 地域交流の機会の提供</b></p> <p>障害があるがゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていく。他の社会福祉事業や地域住民との連携、ボランテ</p>	

	エ	イアの活用などにより、積極的に地域との交流を行っていく。 余暇の提供 自由な時間の中で、本人がやりたい活動を自己選択して取り組む経験を積んでいくために、多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるように工夫する。
2 設置者・管理者向けガイドライン	(1)	子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
	① ア イ ウ エ ② ア イ ウ エ ③ ア イ ④ ア イ ウ エ オ カ キ ク	環境・体制整備 適正な規模の利用定員 適正な職員配置 適切な施設・設備等の整備 〈バリアフリー化/更衣、静養スペースの確保/レイアウトや装飾への配慮/児童遊園、校庭等の活用〉 送迎体制の整備 P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底 〈理念・方針の設定・見直しに児童発達支援管理責任者・従業者を関与させる/採用時、人事面談時における職員への徹底、事業所内の掲示〉 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り 〈目標設定・振り返りに児童発達支援管理責任者・従業者を関与させる/目標設定、振り返りに本ガイドラインを活用する/振り返り結果の、日々の事業運営への反映/毎年、ガイドラインに基づく自己評価・結果の反映+公表〉 風通しの良い組織作り 〈支援内容の共有/何でも言い合える雰囲気作り/職員同士のコミュニケーションの活性化〉 保護者及び子どもの意識の把握 〈保護者及び子どもの満足度・意見を把握するためのアンケート調査→結果の反映〉 支援従業者のスキルアップ 職員のスキル・知識の向上意欲の喚起 〈発達段階ごとの特性、障害種別ごとの特性、障害者権利条約、関係する制度、関係機関の役割等の理解を督励/職員にスキルアップ・知識向上について目標設定させる〉 研修受講機会の提供 〈自治体実施の研修の受講の促進/勉強会、セミナーへの派遣/専門機関への研修実施の依頼〉 関係機関や保護者との連携 相談支援事業者との連携 学校との連携 医療機関や専門機関との連携 保育所・児童発達支援事業所との連携（タテの連携） 他の放課後等デイサービス事業所との連携 保護者との連携 放課後児童クラブや自治会等との連携 協議会への参加
	(2)	子どもと保護者に対する説明責任
	① ② ③	運営規程の公表と履行 〈運営方針、従業者の職種・数・職務内容、利用者負担等の明示/開所日・営業時間は保護者の就労実態等を踏まえて設定/子どもの受入方針の明示（＝公平性の担保）〉 子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明 〈説明会の開催、契約時等のわかりやすい説明、利用者負担についての説明と保護者の同意〉 定期的な保護者との意思の疎通 〈職員に対する、保護者との定期的なコミュニケーションの督励〉

	④	苦情解決対応
	⑤	地域に開かれた事業運営 〈実習生の受入/ボランティアの受入/地域の住民に対して情報開示〉
	⑥	適切な情報伝達手段の確保 〈視覚障害・聴覚障害等を持つ子ども・保護者への適切な情報伝達への配慮〉
(3)		緊急時の対応と法令遵守等
	①	緊急時対応 〈事故やケガの防止や発生時の対応について適切な計画策定と職員への周知〉
	②	非常災害・防犯対応 〈他機関との連携/発生時の対応について適切な対応マニュアル策定/想定訓練の実施〉
	③	虐待防止の取り組み 〈虐待防止研修の受講の促進/養護者による虐待発見時の対応方法の職員への徹底〉
	④	衛生管理 〈流行性感染症等に関する報告と従業者の安全管理/排泄物、嘔吐物等に関する処理方法の周知/手指消毒剤等の設置〉
	⑤	安全確保 〈教材・玩具・遊具等の安全な設置/ヒヤリハット作成〉
	⑥	秘密保持等
3 児童発達支援管理責任者向けガイドライン	(1)	子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
	①	放課後等デイサービス計画に基づく、PDCAサイクル等による適切な支援の提供
	ア	相談支援専門員が開催するサービス担当者会議への参加、障害児支援利用計画の理解
	イ	子どもと保護者に対するアセスメント 〈子どもの発達状況と家庭状況の把握〉
	ウ	放課後等デイサービス計画の作成 〈個別支援と集団支援の適切な組み合わせ〉
	エ	子どもと保護者に対する放課後等デイサービス計画の説明と同意及び交付
	オ	日々の適切な支援の提供 〈支援開始時・終了後の従業者間での意思の疎通/支援内容の共有/支援提供に際しての工夫/事業所の具体的な支援プログラムの整理/年間・月間・日課活動プログラムの作成/支援提供記録/行事や活動の企画と記録〉
	カ	放課後等デイサービス計画の実施状況把握（モニタリング）
	キ	モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の変更
	②	従業者及び自らのスキルアップ
ア	従業者への技術的指導と助言	
イ	自らの積極的な研修受講等 〈発達段階ごとの特性、障害種別ごとの特性、障害者権利条約、関係する制度、関係機関の役割等の理解に努める〉	
③	関係機関や保護者との連携	
ア	相談支援事業者との連携	
イ	学校との連携	
ウ	医療機関や専門機関との連携	
エ	保育所・児童発達支援事業所との連携（タテの連携）	
オ	他の放課後等デイサービス事業所との連携	
カ	保護者との連携	
キ	放課後児童クラブや自治会等との連携	
ク	協議会への参加	
ケ	事業所としてのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）への積極的関与	

	(2)	子どもと保護者に対する説明責任
	①	子どもと保護者に対する、放課後等デイサービス計画の内容についての丁寧な説明
	②	定期的な保護者との意思の疎通 〈モニタリング時のコミュニケーション〉
	③	苦情解決対応
	(3)	緊急時の対応と法令遵守等
	①	緊急時対応 〈事故やケガの防止や発生時の対応について適切な計画策定と職員への周知〉
②	非常災害・防犯対応 〈災害時避難を想定した訓練の実施/保護者・従業者との災害時連絡方法等の確認〉	
③	虐待防止の取り組み 〈虐待防止研修の受講/養護者虐待への対応方法の熟知〉	
④	衛生管理 〈流行性感染症等に関する報告と従業者の安全管理/排泄物、嘔吐物等に関する処理方法の周知/手指消毒剤等の設置〉	
⑤	安全確保 〈教材・玩具・遊具等の安全な設置/ヒヤリハットの作成/再発防止の取り組み〉	
⑥	秘密保持等	
4 従業者向けガイドライン	(1)	子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上
	①	放課後等デイサービス計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供
	ア	障害児支援利用計画及び放課後等デイサービス計画の理解 〈放課後等デイサービス計画作成プロセスへの積極的な関与〉
	イ	従業者間での意思の疎通、支援内容の共有 〈日々の支援開始前・終了後のミーティング等〉
	ウ	支援提供に際しての工夫 〈基本的姿勢の実践〉
	エ	支援提供記録 〈子どもの様子/家庭・保護者の様子/育成・支援の記録〉
	オ	行事や活動の企画と記録 〈記録・お便りの作成〉
	カ	事業所としてのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）への積極的関与
	②	研修受講等によるスキルアップ 〈発達段階ごとの特性、障害種別ごとの特性、障害者権利条約、関係する制度、関係機関の役割等の理解に努める〉
	③	関係機関や保護者との連携
ア	学校との連携	
イ	医療機関や専門機関との連携	
ウ	保護者との連携	
エ	職員同士の連携	
(2)	子どもと保護者に対する説明責任	
①	子どもと保護者に対して放課後等デイサービス計画の内容についての丁寧な説明	
②	日々の保護者との意思の疎通 〈送迎時等の保護者とのコミュニケーション/連絡帳の活用〉	
③	苦情受付対応	

	(3)	緊急時の対応と法令遵守等
	①	<b>緊急時対応</b> 〈子どもに急変が生じた場合等の速やかな医療機関への連絡等の必要な措置〉
	②	<b>非常災害・防犯対応</b> 〈非常災害計画等の熟知と訓練への対応〉
	③	<b>虐待防止の取り組み</b> 〈虐待防止研修の受講/養護者虐待への対応方法の熟知〉
	④	<b>衛生管理</b> 〈排泄物、嘔吐物等に関する処理方法の熟知/手指消毒の励行〉
	⑤	<b>安全確保</b> 〈教材・玩具・遊具等の安全な設置/ヒヤリハットの作成への積極参加〉
	⑥	<b>秘密保持等</b>